

相続手続依頼書

年 月 日

農業協同組合 御中

※ 該当を○で囲んでください。

被相続人

おところ
おなまえ
年 月 日 死亡

相続関係者

相続人・受遺者・相続財産清算人・遺言執行者
(
おところ
おなまえ
(実印)

相続人・受遺者
おところ
おなまえ
(実印)

相続人・受遺者
おところ
おなまえ
(実印)

相続人・受遺者
おところ
おなまえ
(実印)

相続人・受遺者
おところ
おなまえ
(実印)

相続人・受遺者
おところ
おなまえ
(実印)

相続人・受遺者
おところ
おなまえ
(実印)

相続人・受遺者
おところ
おなまえ
(実印)

過日死亡いたしました上記被相続人の貴組合との貯金、定期積金等（以下「貯金等」という。）取引における相続手続については、下記のとおりお取扱ください。

また、本払戻しおよび名義変更にかかる一切の権限を.....に委任しますので、本払戻しおよび名義変更手続きは、同人の指示により処理していただきたく依頼します。

なお、本件について、他に遺言書および権利を主張する者はなく、今後いかなる事態が生じましても、貴組合の責に帰すべき場合を除き、私どもが連帯して責任を負います。

記

1 相続方法

(該当番号を1つだけ○で囲んでください。)

1	相続人全員で一括相続しました。右記貯金等につき私ども以外に権利者は存在しません。	遺産分割協議前に請求される場合
2	別添.....年.....月.....日付「遺産分割協議書」の内容に基づき、右記貯金等につき後記のとおり相続します。	遺産分割協議後に請求される場合 (遺産分割協議書あり)
3	相続人全員により分割協議が成立し、右記貯金等につき後記のとおり相続します。	遺産分割協議後に請求される場合 (遺産分割協議書なし)
4	被相続人の遺言により、右記のとおり相続しました。本遺言のほかに遺言は存在せず、相続人間で遺言に係る争いはありません。	遺言書に基づき請求される場合
5	裁判所の調停・審判により遺産分割が成立いたしました。右記貯金等につき私（私ども）以外に権利者は存在しません。	裁判所関与の分割手続が行われた場合
6	相続関係者は私1人ですので、私が相続しました。右記貯金等につき私以外に権利者は存在しません。	単独相続等の場合
7		その他の場合

2 貯金等の内容・取扱方法の明細

取引店名 (注1)	取引の種類	口座番号等 (注2)	取扱方法			
			請求者（払戻または 名義変更を受ける者）	該当に○印		請求割合・金額 (注3)
				払戻	名義 変更	

なお、上記割合で分割できない端数については.....に加算してください。

(注) 1 取引店名が複数存在する場合は、受付店舗以外の店舗での処理日が数営業日後となる場合があります。

2 国債は債券口座番号、投信はファンド名をご記入ください。

3 同一口座の貯金等につき請求者（払戻または名義変更を受ける者）が複数の場合は、「請求割合・金額」欄に請求割合または金額をご記入ください。また、国債は額面金額、投信は口数をご記入ください。

3 貯金等の解約金の振込先
農協所定の振込手数料を差引のうえお振込ください。

金融機関名			支店名	
貯金種類	普通・当座・その他（ ）	フリガナ受取人		
口座番号		金 額 ^(注)	円	
金融機関名			支店名	
貯金種類	普通・当座・その他（ ）	フリガナ受取人		
口座番号		金 額 ^(注)	円	

(注) 払戻金額の全額を振込む場合は、金額欄に「全額」とご記入ください。

4 貸金庫

貸金庫取引（取引店名：.....、貸金庫番号：.....）については解約し、格納品の返却を依頼します。なお、取引の解約および格納品（戻手数料を含む）を受領する一切の件を相続手続権限者に委任します。

5 通帳・証書等の喪失

私（私ども）は、下記物件の所在が不明のため提出できません。今後、下記物件は無効であることはもちろん、万一発見した場合は、ただちに貴組合へ提出いたします。

取引店名	取引の種類	口座番号等	喪失物（該当を○で囲んでください。）
			カード(本人・代理人)・通帳・証書・その他（ ）
			カード(本人・代理人)・通帳・証書・その他（ ）
			カード(本人・代理人)・通帳・証書・その他（ ）

(注)

- 1 当組合と貯金取引がある場合は、実印に代えてお届け印によることができます。
- 2 必要添付書類については、窓口にお問い合わせください。以上
- (農協使用欄)

係 印	印鑑照合	検 印